

令和3年度

キャンプ場から広がる持続可能な
観光地域づくり事業委託業務仕様書

佐久市観光協会

この「仕様書」は、佐久市観光協会（以下「本協会」という。）が実施する「令和3年度キャンプ場から広がる持続可能な観光地域づくり事業委託業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、本協会が契約する業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 事業名

令和3年度 キャンプ場から広がる持続可能な観光地域づくり事業委託業務

2 業務の目的

第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、『選ばれる暮らしやすさを更に高める、「まち」の創生』、『知って、来て、住みたくなる、「ひと」の創生』、『結婚・出産に先んじて子育てのトップランナーを目指す、「ひと」の創生』、『多様な働き方から始める、「しごと」の創生』を掲げ地方創生に取り組んでいる。

時あたかも、新型コロナウイルスの感染拡大を機に新しい生活様式が定着、大都市部では、働き方や暮らし方、楽しみ方を見直す動きが広がっている。人口密度の高い大都市圏在住者の動きは、感染リスクが低く、自然豊かな地方に目が向けられ、令和3年4月以降、都内から県内転入超過が続き、同様に佐久市においても、都内から市内への転入超過が続いている。

更にコロナ終息後においても、企業では、「テレワークの推進」や、社員が幸せを感じる「働きやすい会社づくり」「自然共生へのシフト」が進められ、また個人においては、価値観が大きく変化する中で、「豊かな自然環境や、低い居住コスト地への移住」が加速するものと考えている。

加えて、3密を避けることのできるキャンプ場では、レジャーとしての利用に加え、テレワーク、オフサイトミーティング等のニーズも増加しているが、内山牧場キャンプ場をはじめとする市内4つのキャンプ場来訪者、潜在的キャンプ愛好者に、自然豊かな佐久地域のそれぞれのキャンプ場が持つ絶対的な売りをプロモーションできていない。そこで、「キャンプ」をテーマにしたフリーペーパーの発行、持続可能な循環型社会構築に向けた自然体験イベントや非日常体験イベントを開催するなどにより地域を『知って、来て、住みたくなる、「ひと」の創生』、『多様な職場、多様な働き方から始める、「しごと」の創生』の入口とするべくシティプロモーションとブランディングすることで「まち」、「ひと」、「しごと」の創生を推進する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和3年12月31日（金）まで

4 委託上限金額

5,980,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施主体

佐久市観光協会

6 納入場所

本協会が指定する場所

7 業務委託の内容及び企画提案事項

(1) キャンプをテーマとした広告収入に頼らないフリーペーパーの発行

自然豊かな佐久地域のキャンプ場から構成するキャンプをテーマとしたフリーペーパーの企画、発行一式を行うこと。

【業務仕様】

発行時期：令和3年8月中旬、10月中旬の2回、発行

配布場所：市内各所、首都圏および近県を含むアウトドア用品店、高速道路、SA/PA、道の駅ほか

部数：4,000部（予定）

【企画提案を求める事項】

ア 作成物のデザイン、内容

イ 作成物の規格

ウ 業務遂行における創意工夫

エ 実施体制、スケジュール

オ 効果検証の方法

カ 上記以外の効果的な配布場所

【留意事項】

- ・10月中旬のフリーペーパー発行後、令和3年12月31日までに当該事業実施による効果検証を行うこと。
- ・フリーペーパーの表紙と奥付に、「長野県地域発元気づくり支援金事業」の表記を行うこと。
- ・企画、取材、写真撮影、作成、印刷等一切の経費は受託者の負担とする。
- ・印刷物は、原則、市内業者に発注すること。
- ・印刷物の場合、規格、部数、色数、紙質等について本協会と協議の上、決定すること。
- ・完成までに本協会による校正の機会を3回以上設けること。

(2) 環境問題をテーマとしたワークショップ開催

持続可能な循環型社会構築に向けた自然体験イベントや非日常体験イベントの企画、開催業務一式を行うこと。

【業務仕様】

開催予定日：8月中旬、10月の2回

場 所：内山牧場キャンプ場（予定）

定 員：各回、概ね30名（※参集対象、市内及び県内在住の親子世帯など）

【企画提案を求める事項】

ア ワorkshopの内容

イ 新型コロナウイルス感染症対策

ウ 業務遂行における創意工夫

エ 実施体制、スケジュール

オ 効果検証の方法

【留意事項】

- ・動画(YouTube)を活用して来訪の動機付けを行うこと。
- ・10月のワークショップ開催後、令和3年12月31日までに当該事業実施による効果検証を行うこと。
- ・ワークショップの運営にあつては、佐久市、一般社団法人佐久青年会議所、市民活動サポートセンター、キャンプ場やキャンプ関連事業者、ボランティア等、地域の団体と協働して事業を実施すること。
- ・本事業の実施にあたっては国の推奨する「新しい生活様式」及び、長野県の発出している、「信州旅のすゝめ」を遵守し実施すること。
- ・ワークショップPRホームページ等に「長野県地域発元気づくり支援金事業」の表記を行うこと。

8 委託業務の締結

- (1) 選定された候補者については、業務内容、その他の必要事項において本協会と協議を行い、委託契約を締結する。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (3) 契約締結に関する協議において、委託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、契約を締結しない場合がある。その場合において業務委託準備のために支出した費用については補償しない。
- (4) 契約締結後において、業務運営の適正を期すために本協会が行う指示に従わない場合、その他の業務を継続することができない場合、または、不相当と認められた場合は業務委託を取り消しもしくは停止する場合がある。これによって損害が生じた場合においても本協会はその補償を負わないものとする。

9 業務の実施

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる消耗品や経費は、全て契約代金に含まれるものとする。
- (2) 業務は本仕様書及び企画提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (4) 受託者は業務の実施にあたり、本協会と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、本業務または本業務の企画もしくは制作等を一括して第三者に委託、または請け負わせてはならない。
- (6) 受託者は本業務の一部を第三者に委託する場合、本協会との協議の上、選定しなければならない。
- (7) 受託者は、本協会の意図及び目的を十分に理解した上で、本協会と連絡・調整を密にし、効率的に業務を進めること。
- (8) 受託者は、本業務の進捗状況を本協会に逐次報告するとともに、業務の進捗状況を把握するための資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について、都度、本協会と協議のうえ対応すること。
- (10) 事業遂行における事業者側の新型コロナウイルス感染症リスクマネジメントの確立を行うこと。

10 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

11 成果品の提出

- (1) 本業務終了後、以下の成果品を提出し、業務完了報告を行うこと。
 - ア 業務報告書（制作物等を含む。） 2部
（報告書は、日本工業規格A4判で簡易製本とし、写真等はカラー印刷とする。）
 - イ 報告書等のデータを記録した電子データ 1部（DVD等）
- (2) 上記成果品として提出する電子データについて、Microsoft社 Word・Excel等編集が可能なデータ形式により作成し、各納期までにEメールにて、別に定めるアドレスに送信すること。業務完了時に、Microsoft社 Word・Excel等編集が可能なデータ形式及びAdobe Systems社 PDF形式で各々DVD等に保存したものを納品すること。
- (3) 各電子データ等について、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の対策を実施するものとする。
- (4) 報告に当たっては、別途指示する日までに原稿（案）を本協会に提出し、その内容について十分調整すること。

1.2 検査

- (1) 本業務は、成果品を提出し、本協会の検査合格後、完了とする。
- (2) 業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、本協会の指示に従い速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

1.3 委託料の支払い

- (1) 支払いの詳細は、契約時に協議するものとする。

1.4 受託者の義務

- (1) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なく、その旨を本協会に連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引渡しとともに発注者に無償で譲渡するものとし、著作権及び著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、その一切を受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本委託業務が完了し、または中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しなければならない。